

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第49号(平成30年6月26日認定決定)

社会福祉法人 津田福社会(さぬき市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 145人(うち女性100人)

◆計画期間 平成27年5月1日から平成30年3月31日

[両立支援に関する制度・取組]

- 所定外労働の制限制度は子が小学校就学前まで利用できます。
- 育児短時間勤務制度についても、小学校就学前まで利用できます。

[育児休業等制度等周知の取組]

- 職員全体会議において、子の看護休暇について周知し、取得促進を図りました。

[働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備]

- 年次有給休暇の取得率を80%とする目標を掲げ、管理職の定例会議において、現状の年次有給休暇取得率を報告し、各部署の主任が持ち帰り全員に周知し、年次有給休暇の取得促進を図っています。

[計画期間中の育児休業等取得状況]

- 計画期間中に、女性社員8名が育児休業を取得し、女性の育児休業取得率は100%でした。
- 1歳以上の子について看護休暇を取得した男性労働者がいます。

企業からひとこと

当法人では「職員にはより良い労働条件と働きがいのある職場づくりを。」の経営理念のもと、職員が仕事と家庭を両立できる制度の整備をすすめてまいりました。今回初めての認定を受けることができ、今後もさらに働きがいのある職場づくりをめざした取り組みをすすめていきます。



看護休暇を取得した職員とその子どもさん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 2階

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>